

令和7年度愛媛県観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」情報発信事業
業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度愛媛県観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」情報発信事業

2 委託目的

愛媛県における国内観光客においては、コロナ前の約95%まで回復しているものの宿泊費をはじめとした旅行費用の高騰などもあり、頭打ちが懸念される中、本県の観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」の更なる浸透を図るとともに、データに基づいた戦略的なプロモーションを展開し、観光分野における本県の認知度向上と誘客促進を図り、観光消費額の増加につなげる必要がある。

具体的には、従前から活用している本県観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」の更なる浸透を目指すこととし、新たなキービジュアルの設定、癒しに特化したプロモーション動画の制作及び「疲れたら、愛媛。」を強く印象付けるツールの開発を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託料（上限）

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 ターゲット

以下のとおり設定する。

(1)エリア

近畿圏、首都圏、近隣県（特に四国、広島県、大分県）

(2)ペルソナ

夫婦・カップル（子育てを終えた層、シニア含む。）

近隣県についてはファミリー層も想定

6 業務内容（本県観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」の更なる浸透）

「疲れたら、愛媛。」第2ステージとして、「癒し」を中心としたプロモーションを展開し（温泉、食、古い町並み、自然景観といった愛媛の強みである「癒し」を前面に出す）、ターゲットを絞って効果的にPRすることで、本県への旅行意欲を向上させるとともに、「疲れたら、愛媛。」ブランドの更なる浸透を図るため、次の(1)～(3)を実施する。

(1)キービジュアルの設定

新たなキービジュアルを設定した上で、プロモーション活動で使用するポスターを以下のとおり作成することとし、その他効果的な広報ツールがあれば提案すること。

①内容

新たなキービジュアルをもとに、愛媛の強みである温泉、食、古い町並み、自然景観といった「癒し」に特化したポスターを4種類以上作成することとし、各種500

枚以上納品すること。

②提出期限

- ・ポスターデザインについて、令和7年6月末までに確定させること。
- ・ポスターの納品について、令和7年7月末までに完了させること。

(2)癒しに特化したプロモーション動画の制作

①内容

愛媛の観光コンテンツや絶景などにより「癒し」のイメージを強く印象付け、誘客につながる動画を制作すること。また、幅広いプロモーション（YouTube、Instagram、リアルイベント等）で定番的に使えるものとする。

②動画の尺（長さ）及び本数

以下の2種類を制作すること。それぞれ動画の尺や本数は、上記の内容を念頭にプロモーション効果が向上するよう提案すること。

- ・フルバージョン
- ・ショートバージョン

(3)「疲れたら、愛媛。」を強く印象付けるツールの開発

①内容

「疲れたら、愛媛。」をキャッチーに発信し、愛媛の認知度向上につながるツールを開発すること。YouTube等のSNSで拡散することを目的とし、定番で使用するプロモーション動画とはコンセプトや切り口を変えたツールとすること。以下に例を示すが、これらに関わらず自由な発想で提案すること。

(例)

- *耳に残り、ついつい口ずさんでしまう音楽付きCM風動画
- *思わず笑ってしまう、拡散したくなる面白動画
- *人気漫画家とコラボしたアニメーション動画 など

②ツールの尺（長さ）及び本数

長さや本数の指定はしないが、YouTube等のSNSで再生回数を伸ばすことを考慮して提案すること。

③提出期限

令和7年7月末までに確定させること。

【提案のポイント】

(1)キービジュアルの設定

温泉、食、古い町並み、自然景観といった愛媛の強みである「癒し」が分かりやすく表現され、かつ、本県を訪れてみたいと思わせる内容となっているか。

(2)癒しに特化したプロモーション動画の制作

愛媛の観光コンテンツや絶景などにより「癒し」のイメージを強く印象付け、誘客につながる内容となっているか。また、動画の尺や本数について、プロモーション効果が向上する内容となっているか。

(3)「疲れたら、愛媛。」を強く印象付けるツールの開発

「疲れたら、愛媛。」をキャッチーに発信し、本県の認知度向上につながる内容となっているか。また、YouTube等のSNSで再生回数を伸ばすことが考慮されているか。

7 成果品の提出

(1) 業務実施報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、各事業のプロモーションの実績と本業務により得られた各種データを活用した効果検証（定量的データ分析等）や今後の改善策を含めた報告を行うこと。

・種類等：紙媒体（3部）、CD-R（3枚）

8 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、協議会に帰属する。また、協議会が認める場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、協議会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権等の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協議会と受託者で協議のうえ、処理することとする。

9 その他留意事項

(1) 本業務の推進に当たり、実施内容を事前に協議するなど、協議会との緊密な連携の下、迅速かつ効率的、効果的な遂行を心掛けるものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議会と協議のうえ、処理するものとする。

(3) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、あらかじめ協議会に報告して承認を得た場合はこの限りではない。

(4) 本業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理するとともに、常にその収支の状況を明らかにし、本業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これらを保管しなければならない。

(5) 本業務で制作したコンテンツ等は、本業務において使用する以外に、各種プロモーション等での活用を想定しているため、出演者等にはその旨の承諾を得ること。

(6) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(7) 別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。